

# 託送料金認可取消請求事件 第7回口頭弁論 弁護士意見陳述

2022.5.16  
原告訴訟代理人  
弁護士 馬場 勝

1

## はじめに

- ▶ 原告は行政事件訴訟法第9条1項により当然に原告適格が認められるが、行政事件訴訟法第9条2項を踏まえても、原告適格が認められる。

2

## 電気事業法改正の趣旨①

- ▶ 電気事業法は、託送供給等約款変更認可処分を行うための基準として、法18条3項を定めている。

3

## 電気事業法改正の趣旨②

- ▶ 平成26年改正による電力小売事業の全面自由化により、電気事業者間の競争を促進することが採用された。
- ▶ 電気事業の構造は従前の「一般電気事業者・需要者」という2当事者構造から、「一般送配電事業者・小売電気事業者・需要者」という3当事者構造に変化した。

4

### 電気事業法改正の趣旨③

- ▶ 平成26年改正以降の電気事業法においては、上記3当事者構造の下、電気事業者間の適正な競争環境が確保され、終局的に「電気利用者の保護」と「電気事業者の健全な発達」が図られることが目的とされている。

5

### 電気事業法改正の趣旨④

- ▶ 法は、一般送配電事業者と小売電気事業者の間の規律である託送供給等約款に関して、経済産業大臣が審査をする認可制度（法18条）を設けている。
- ▶ これは、一般送配電事業者はその供給区域における一般送配電事業について実質的な制度的独占が担保された事業者であることから、このような「制度的独占の弊害からの保護」を目的としたもの。

6

### 電気事業法改正の趣旨⑤

- ▶ 改正後の法は、経済産業大臣による託送供給等約款に対する認可制度を採用することにより、「小売電気事業者の保護を図り」、最終的に「電気の利用者の利益の保護」と「電気事業の健全な発達」を実現しようとしたものといえる。

7

### 電気事業法改正の趣旨⑥ 被告の主張

- ▶ 小売全面自由化は、小売電気事業者については、その経済的利益を保護しないことを立法政策として採用しているものであり、その個別的利益を保護する趣旨を含むものではない（被告第5準備書面・30頁）。

8

## 電気事業法改正の趣旨⑦

- ▶ 被告の主張は、電気料金を暫時下げていくという電力自由化の前提として、小売電気事業者の努力によっても削減できないコストをできるだけ減らすことを要請されていることを無視しており、電力自由化の趣旨・目的に沿わない。
- ▶ 小売電気事業者の努力によっても削減できないコストが減らないと、小売電気事業者に過度の負担を強いることになり、結局、電力の使用者の利益も実現されない。
- ▶ **したがって、法は、法18条における託送供給等約款の認可制度を設け、電気の利用者の利益を最終的に保護する前提として、小売電気事業者の利益も保護していると解するのが相当。**

9

## 電気事業法改正の趣旨⑧

- ▶ 被告の主張は法18条における託送供給等約款の認可制度の存在を無視し、電力自由化の目的・趣旨ともそぐわないため、採り得ない。

10

## 法律上保護される利益の特定①

- ▶ 法は「電気の利用者の利益の保護」と「電気事業の健全な発達」を図ることを最終的な目的としつつ、その前提条件として小売電気事業者にとっての「電気事業の運営」が「適正かつ合理的」に実現されることもまた当然の目的としている。
- ▶ 一般送配電事業者から小売電気事業者に対する不適正な託送料金の請求からの保護を目的としている。

11

## 法律上保護される利益の特定②

- ▶ 「料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること」（18条3項1号）とは、料金の妥当性を担保することを目的とする規定。
- ▶ 具体的には一般送配電事業者が独占的及び優越的な地位を濫用し妥当性のない料金を小売電気事業者に対し設定し、小売電気事業者が事業継続のために支払わざるを得ない事態を避けることを目的としたもの。

12

## 法律上保護される利益の特定③

- ▶ 「第1項の認可の申請に係る託送供給等約款により電気の供給を受ける者が託送供給等を受けることを著しく困難にするおそれがないこと」（同項2号）は、平成26年改正で新しく追加されたもので、託送供給等約款により電気の供給を受ける者に対して提示される料金水準が不当に高いものではないこと、当該電気の供給を受ける者に対して料金以外の供給条件が不当に厳しく設定されていないことを求めるもの。
- ▶ 法は、電気の利用者の利益を最終的に保護する前提として、小売電気事業者の健全な経営を確保するために、直接的には小売電気事業者を保護するために、適正な託送料金の実現を図ることを当該認可制度によって実現しようとしたもの。

13

## 法律上保護される利益の特定④

- ▶ このように、改正後の法は、一般送配電事業者によって託送条件が託送供給等約款によって歪められないよう、電気の利用者の利益を最終的に保護する前提として、小売電気事業者の利益も保護するもの。

14

## 法律上保護される利益の特定⑤

- ▶ 行政事件訴訟法第9条2項に基づいても、原告は、原告適格を有している。

15

## 最後に①

- ▶ これまで何度も主張しているように、託送供給等約款の変更認可処分によって、原告は、必然的に賠償負担金と廃炉円滑化負担金を課せられる地位に立たされている。
- ▶ そのため、原告は行政事件訴訟法第9条1項により当然に原告適格が認められる。

16

## 最後に②

- ▶ また、本日述べたように、改正後の法は、一般送配電事業者によって託送条件が託送供給等約款によって歪められないよう、電気の利用者の利益を最終的に保護する前提として、小売電気事業者の利益も保護するものであるため、行政事件訴訟法第9条2項に基づいても、原告には、原告適格が認められる。

17

終 わ り

18